# 税の申告

## 所得税と市県民税の申告相談を受け付けます

令和2年1月1日現在、大崎市に住所がある人で申告が必要な人が対象です。

### 開催期間

**2月10日(月)～3月16日(月)**

※会場ごとに開催期間が異なります。詳しくは14・15ページで申告日程を確認してください。

### 申告会場に持参するもの

1. マイナンバーカード(個人番号カード)の原本

マイナンバーカードを持っていない人は、①申告者本人のマイナンバーが確認できる書類(通知カードやマイナンバー記載の住民票)と②身元確認書類(運転免許証など)が必要です。

2. 印鑑(インク浸透印は不可)
3. 本人名義の預金通帳口座番号
4. 所得の申告・各種控除を受けるために必要な書類(13ページ参照)

### 申告の必要がない人

1. 1カ所からの給与収入(2,000万円以下)のみで、年末調整が済んでおり、各種控除の追加または変更を行わない人
2. 公的年金などの収入(400万円以下)のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除に追加または変更を行わない人
3. 収入がない人

※ ただし、各種証明書や児童扶養手当受給などの申請手続きで市県民税の申告が必要となる場合があります。

※ 税務署や国税電子申告(e-Tax)で所得税の申告を行う人は、あらためて市役所で申告を行う必要はありません。

### 郵送による申告

申告期間中であれば、申告書を郵送で提出することができます。

**受付期間**　3月16日(月)まで(当日消印有効)

**必要書類**　申告書、マイナンバーが確認できる書類の写し、身元確認書類(運転免許証など)の写し、申告する所得および各種控除を受けるために必要な書類(13ページ参照)

※不明な点について、所得税の申告は古川税務署(☎22-1711)へ、市県民税の申告は市役所税務課(☎23-2148)へ問い合わせてください。

**■所得税の申告書入手先**

国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/)または、古川税務署

**郵送先**　〒989-6185　大崎市古川旭六丁目2-15　古川税務署 あて

**■市県民税の申告書入手・配布先**

大崎市ウェブサイト内「市民税・県民税申告書様式」(http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/21,889,91,200,html)または、税務課市民税担当、各総合支所市民福祉課税務担当

**郵送先**　〒989-6188　大崎市古川七日町1-1　大崎市役所税務課 あて

問 税務課市民税担当　☎(23)2148
各総合支所市民福祉課税務担当
松山　☎(55)2114　三本木　☎(52)2113
鹿島台　☎(56)7114　岩出山　☎(72)1212
鳴子　☎(82)2019　田尻　☎(39)1114



### 各種控除を受けるために必要な書類

**■雑損控除**
- 被害を受けた資産の取得時期、取得価額のわかるもの
- 被害を受けた資産の修繕費、取り壊し費用、除去費用などのわかるもの
- 被害を受けた資産について受け取る保険金などの金額のわかるもの
- 市町村から交付された「り災証明書」

**■雑損失の繰越控除**
- 前年の申告書の写しと損失額の計算書

**■医療費控除**
- 医療費控除の明細書または医療保険者などからの医療費通知書、医療費の領収書など
- 生命保険や高額療養費などで補てんされた金額がわかる書類
- セルフメディケーション税制を選択する場合は、その取り組み内容が確認できる書類

※医療費通知は、申告時期までに1年分の医療費を把握できない場合があります。その場合、不足分は領収書の金額を合算、もしくは領収書のみで集計してください。

※領収書の提示(提出)による申告は平成31年(令和元年)分までの経過措置となります。

**■社会保険料控除**
- 各種保険料(税)領収書や控除証明書

**■障害者控除**
- 障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など

**■生命・地震保険料控除**
- 保険会社などからの各種控除証明書

**■寄附金控除**
- 都道府県や市町村などへ寄附した際の領収書、証明書

**■住宅借入金等特別控除**
- 1年目の人…家屋の登記事項証明書(原本)、工事請負または売買契約書(写)、借入金の年末残高証明書など

※敷地の購入に関する借入金がある場合、別に添付書類が必要です。

- 2年目以降の人…借入金の年末残高等証明書および住宅借入金等特別控除申告書

### 所得の申告に必要な書類

**■会社に勤めている人や公的年金を受給している人**
- 源泉徴収票など(源泉徴収票がない場合は、申告が受けられない場合があります。)

**■営業所得・農業所得・不動産所得がある人**

**共通**　収支内訳書または収支計算書(各種帳簿、領収書などをもとにまとめたもの)

**営業所得**　報酬、料金、契約金、賃金の支払調書

**不動産所得**　貸与先と賃借料の明細書、不動産の使用料等支払調書

**農業所得**　家畜などを出荷(販売)した証明書、各種交付金に関する証明書、経営所得安定対策に係る交付決定通知書

**■その他所得がある人**
- 満期返戻金などの支払調書(一時所得)
- 個人年金支払証明書やシルバー人材センター発行の配分金支払証明書(雑所得)
- 土地、建物の売買契約書や不動産などの譲り受けの対価の支払調書(譲渡所得)
- その他、平成31年(令和元年)中に得た収入額がわかる書類

### 円滑な申告を行うために事前準備をお願いします

❶営業所得・不動産所得・農業所得を申告する場合は、事前に収支内訳書を作成してください。収支内訳書の用紙と記入例を、税務課、各総合支所市民福祉課税務担当で配布しています。また、医療費控除を受けるための領収書は、事前に集計を行ってください。

**会場の混雑緩和のため、収支内訳書の作成や医療費控除の領収書の集計を済ませていない場合は、集計後に受け付けを行います。**

❷青色申告を行う人、株式の譲渡や配当所得がある人(所得税と市県民税で異なる課税方式を選択する場合を除く)は、古川税務署(☎22-1711)に申告してください。

### 雑損控除などに係る申告書作成説明会を開催します

台風19号災害で被災された人を対象に、雑損控除などの計算明細書の作成支援や、確定申告が可能な場合は、会場で受け付けを行います。各会場の対象となる人には、個別に通知しますので、該当する日程に来場してください。

詳しくは、古川税務署、または市役所税務課へお問い合わせください。

**■持ち物**

①雑損控除に必要な書類　②平成31年(令和元年)分の所得金額や所得控除のわかるもの　③金融機関名および口座番号のわかるもの(所得税還付の場合)

**■古川会場(大崎市役所東庁舎5階大会議室)**

**日時**　1月24日(金)　10時～17時(受付は9時30分～15時30分)　※松山・鹿島台以外の地域が対象です。

**■鹿島台会場(鹿島台総合支所2階会議室)**

| 期日 | 対象地区(松山・鹿島台地域) |
|---|---|
| 1月31日(金) | 鈴掛、姥ヶ沢、東平渡、内ノ浦 |
| 2月　3日(月) | 上志田 |
| 2月　4日(火) | 下志田 |
| 2月　5日(水) | 松山・鹿島台全地域 |

**時間**　10時～17時(受付は9時30分～15時30分)